

## 新たな野球場専用団体登録制度が始まります メンバー全員の個人登録が必要です

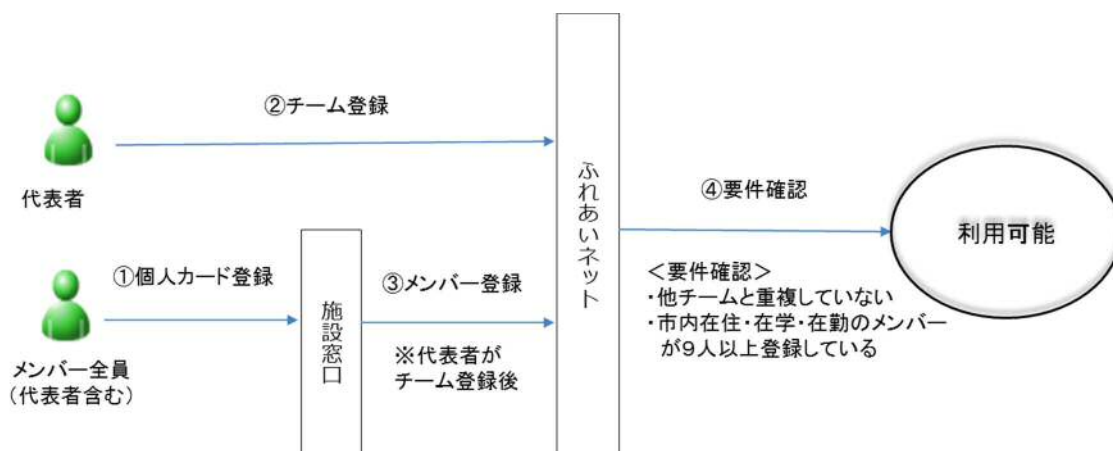
### 1. 平成29年10月1日から新たな制度が始まります

- ・平成29年4月1日から平成29年9月30日までは、移行期間となります。
- ・平成29年3月31日までに登録された野球場専用団体登録については、平成29年9月30日をもって使用できなくなります。
- ・平成29年10月以降も、野球場の抽選予約を利用する場合は、9月30日までに新たな制度での登録をするようお願いいたします。

### 2. 新たな野球場専用団体登録制度とは

- ・野球場専用団体登録の利用者カードは発行されません。
- ・メンバー全員が、個人登録していただく必要があります。
- ・メンバーの管理はふれあいネット上で行うことができます。  
(例) チーム登録・更新・廃止、メンバー変更(追加・削除) ⇒窓口への来所は不要です。  
※代表者変更、未成年代表者のチーム登録については、窓口での手続きが必要です。

### 3. 登録の流れ(ふれあいネットの操作方法については、ふれあいネットに掲載されている操作マニュアルを御確認ください。)



- ①チームメンバー(全員)は窓口にて個人登録を行ってください。
- ②チーム代表者はふれあいネットに個人登録でログインし、野球チームの登録を行い、チーム番号を取得してください。(代表者が未成年の場合、仮登録となります。本登録をするには、窓口にて手続きが必要です。)
- ③チームメンバー(全員)は、代表者が取得したチーム番号をもとに、ふれあいネットにてメンバー登録を行ってください。
- ④要件が満たされれば、使用が可能となります。

#### ※登録要件は従来と変わりありません

- ・メンバーは他のチームと重複して登録することができません。
- ・市内在住・在学・在勤のメンバー9人以上を登録する必要があります。

<手続場所（方法）一覧>

項目	手続場所（方法）
①個人登録	ふれあいネット利用者登録受付窓口
②チーム登録 （代表者が未成年の場合のチーム仮登録）	ふれあいネット
②代表者が未成年の場合のチーム本登録 ※親権者の同意書が必要です	各区道路公園センター、多摩スポーツセンター、富士通スタジアム川崎
③メンバー登録	ふれあいネット
メンバーの変更（追加・削除）	ふれあいネット
チーム登録の更新・廃止	ふれあいネット
代表者変更	各区道路公園センター、多摩スポーツセンター、富士通スタジアム川崎

<お問い合わせ先>

●野球場専用団体登録制度について

建設緑政局緑政部みどりの企画管理課 044-200-2394

●ふれあいネットの操作方法について

ふれあいネット運用センター 044-741-3345